

公益財団法人南会津町振興公社定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人南会津町振興公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 公社は、主たる事務所を福島県南会津郡南会津町永田字枇杷影 2 番地に置く。

2 公社は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 公社は、生涯スポーツの推進や地域観光資源を活かした各種事業及び支援事業、住民福祉向上のための事業を実施し、地域住民の心身の健全な発展と産業、経済の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 公社は、前条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。

- (1) 生涯スポーツの推進事業
- (2) 観光交流促進事業
- (3) 勤労者の福利厚生推進事業
- (4) 文化施設の管理運営事業
- (5) 高齢者の生活環境整備事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 公社は、前条の事業の推進に資するため、収益事業等を行うことができる。

3 第1項各号の事業については、南会津町及びその周辺にて行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 公社の財産は、基本財産とその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、第 4 条第 1 項に規定する公益目的事業を行うために不可欠な財産とし、別表第 1 に掲げるものをもって構成する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者が注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 7 条 公社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 会社の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 代表理事は、前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第 1 項に定める書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 9 条 会社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 代表理事は、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に第 1 項に定める書類を、行政庁に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(会計)

第 11 条 会社の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 会社の会計処理に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 12 条 会社に評議員 5 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任期）

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 15 条 評議員に対して、各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で、評議員会において別

に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を、評議員会において別に定める基準に従って弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事、監事及び評議員の報酬等の額
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。
- 3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に評議員会を招集しなければならない。
- 5 代表理事は、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項を記載した書面をもって、通知をしなければならない。
- 6 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て電磁的方法により通知を発することができる。
- 7 前4項の規定にかかわらず、評議員会は評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の中から互選により選任する。

(定足数)

第 21 条 評議員会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第 23 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印する。

第6章 役員

(種類及び定数)

第 26 条 会社に次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 8 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(選任等)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により、理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

4 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内にその主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その業務執行にかかる職務を代行する。

4 代表理事及び業務執行理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告することができる。

7 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解任)

第 31 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて

行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 2 前項について評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を、評議員会において別に定める基準に従って弁償することができる。

第7章 理事会

(設置)

第 33 条 会社に理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって組織する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 規則の制定、変更及び廃止
- (2) 会社の業務執行の決定
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

(開催)

第 35 条 理事会の開催は年 2 回とする。

- 2 理事会は次に掲げる場合に随時開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 第 29 条第 5 項の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(事務局)

第 43 条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 44 条 公社の事務所には、常に、次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

- 第 45 条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 13 条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項にかかる定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

- 第 46 条 公社は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

- 第 47 条 公社は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

- 第 48 条 公社が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

- 第 49 条 公社が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

- 第 50 条 公社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

- 第 51 条 公社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告)

第 52 条 会社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「公益法人整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 公益法人整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 会社の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

猪 股 洋、二 瓶 郁 郎、星 廣 政、大 山 義 幸、馬 場 和 裕、佐 野 和 弘
星 芳 正、芳 賀 博 一、渡 部 誠

4 会社の最初の代表理事は 猪 股 純 一 とする。

5 会社の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

(理事)

猪 股 純 一、星 直、原 田 養 一、五十嵐公隆、林 敏 男

(監事)

星 紀 夫、大 桃 清 蔵

附則 (平成26年1月10日 評議員会 議案第4号)

1 この定款の変更は、行政庁の定款変更の認定を受けた日から施行する。

附則 (平成27年12月11日 評議員会 議案第1号)

1 この定款の変更は、行政庁の定款変更の認定を受けた日から施行する。

別表第1 基本財産 (公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)

第 5 条 第 2 項に定める基本財産

財産種別	場所・物量等
定期預金	東邦銀行 田島支店 30,000,000 円